

議会受付番号	鎌議第 1221 号
質問者	渡邊 昌一郎 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

遅刻を恒常的にくり返し、ＩＣカードを改ざんした小原氏の処分について

2 質問の要旨

上記処分が「戒告」と聞き及んだが、「戒告」処分にした理由。

軽すぎると判断している。

「戒告」と判断した構成員の氏名公開を求める。

弁護士の見解はどう回答しているか。

3 答弁

平成 27 年 9 月 14 日付けで勤務時間の始めに繰り返し遅刻をした職員に対して懲戒処分を行いました。この決定については、職員考査委員会の答申を踏まえ、また、鎌倉市職員の懲戒処分に関する指針における標準的な処分事例を参酌して、任命権者である市長が判断したものです。

なお、顧問弁護士の見解はいただいております。